

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充
2	対象税目	(国税14)(法人税:義) (地方税9)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備(「再エネ設備」)について、以下の措置を講ずること。 ① 平成29年3月末までとなっている取得期限を延長すること。 ② 匿名組合出資を通じて投資する場合における賃貸要件を不要とすること。 《関係条項》 租税特別措置法第67条の15
4	担当部局	金融庁総務企画局市場課市場企画室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年4月～平成32年4月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成26年度税制改正において、本特例創設を要望。 ・平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が10年から20年に延長。
7	適用又は延長期間	3年の延長を要望する。
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「日本再興戦略2016」に掲げられた、金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてのインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略2016」抜粋 第2 具体的施策 II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現、⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 ・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等によって達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備の取得期限(平成 29 年 3 月末まで)により実質的に日切れとなる現行の税制優遇措置を延長することにより、足下の具体的な上場ニーズや今後の潜在的な上場ニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への参入を促進する。 ・また、匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場への参入促進も図る。 <p>《当該目標の測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該税制優遇措置の投資法人への適用実績。 <p>《政策目的に対し、上記達成目標の実現がどのように寄与するか》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記施策を通じて、来年度以降も新規の上場等が促され、上場インフラファンドが質・量ともに拡大していくことにより、新たな投資対象として一般投資家を含む民間資金のインフラファンド市場への流入を促す。これによって当該市場が活性化するとともに流動性が向上し、持続的な成長が促進される。
9	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 6 月に第 1 号の再エネインフラファンド案件が上場(直近決算期到来後に適用見込)。 ・また、足下において、引き続き具体的なニーズが認められる。
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《政策目的が租税特別措置等によりどのように達成されるか》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度税制改正による本件税制優遇措置の拡充(再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10 年→20 年))を受け、上記のとおり、インフラファンド市場において平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場した他、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手。平成 29 年 3 月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇得措置に係る今般の延長措置(要望)等により、来年度以降も足下の具体的な上場ニーズや今後の潜在的な上場ニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への参入を促進することが可能となる。 ・これらの施策により上場インフラファンドが質・量ともに拡大していくことにより、新たな投資対象として一般投資家を含む民間資金のインフラファンド市場への流入を促す。これによって当該市場が活性化するとともに流動性が向上し、持続的な成長が促進される。 <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標: 直接的な効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足下において、第 1 号案件に続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており、これらの具体的な上場ニーズや今後の潜在的な上場ニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への参入が促進される。 <p>《延長等が措置されなかった場合の影響》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備の取得期限延長(本件税制優遇措置の延長)が認められなかった場合、来年度以降の新規上場案件はペイスルー課税対象とならないことから、足下において検討中の案件が上場を見合わせる要因となり、今後新たに上場を検討する事業者も現れない可能性が高い。 ・インフラファンド市場の規模が限定的になることから、市場としての活性化や

			<p>流動性向上も望めず、今後の持続的な成長が困難となる可能性が高い。</p> <p>・匿名組合出資を通じて投資する場合の一部要件緩和が認められなかった場合、匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場することが引き続き困難となる可能性がある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>—</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人のペイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現できないことから、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月